令和３年度　水質検査計画

吉備中央町水道課

１．水質検査計画について

みなさまに安全な水を安心して飲んでいただけるよう、水道水が備えなければならない要件として、水道法第４条に基づき水質基準（５１項目）が定められています。水道水がこの水質基準に適合しているかどうかの検査については、水道法第２０条に定期及び臨時の水質検査、同法施行規則第１５条に定期の水質検査に関する検査頻度等が定められており、吉備中央町では定期的に水質検査を行っております。

この水質検査を行う項目や頻度、またその検査地点等を『水質検査計画』として毎年公表し、検査の適正化を図るとともに、その透明性を確保していきます。

２．水道事業の概要

吉備中央町には浄水場は８ヵ所ありましたが、岡山県広域水道企業団総社浄水場から水道水を受水することにより、５ヵ所の浄水場を休止し、受水した水道水を配水池から各家庭に給水しています。

現在、竹谷・円城・御北浄水場がダム水・地下水を水源とし、ろ過施設によりろ過した清浄な水を塩素消毒して配水池から各家庭に給水しています。

施設概要

浄水場名	休止	休止	休止	休止	竹谷浄水場	休止	円城浄水場	御北浄水場
所在地	吉川	岨谷	上竹	上竹	田土	黒山	上田東	尾原
配水池名	吉川配水池	井頭配水池	上竹配水池	猿目配水池	豊野配水池	黒山配水池	円城配水池	刈山配水池
原水の種類（水源名）	伏流水（高梁川))	伏流水（高梁川）	伏流水（高梁川）	伏流水（高梁川）	表流水（竹谷ダム）	伏流水（高梁川）	表流水（河平ダム）	浅井戸（豊岡川）
施設能力(㎥/日)	4,650	1,000	200	400	900	28	935	517
浄水処理方法等	広域水道より受水 伏流水 緩速ろ過※1 塩素処理	広域水道より受水 伏流水 緩速ろ過※1 塩素処理	広域水道より受水 伏流水 緩速ろ過※1 塩素処理	広域水道より受水 伏流水 緩速ろ過※1 塩素処理	表流水 生物接触ろ過 膜処理※5 後塩素処理	広域水道より受水 伏流水 緩速ろ過※１ 後塩素処理	表流水 前塩素処理 凝集沈澱処理※2 急速ろ過※3 活性炭ろ過※4 後塩素処理	地下水 前塩素処理 凝集沈澱処理※2 急速ろ過※3 後塩素処理
水質管理上の留意点					原水濁度 臭気(かび・藻臭)		原水濁度 臭気(かび・藻臭)	原水濁度

※１緩速ろ過　　：伏流水を砂の層を通して清浄なろ過水を得る方法。

※２凝集沈殿処理：凝集剤(ﾎﾟﾘ塩化ｱﾙﾐﾆｳﾑ)で濁りを固めて取る処理方法。

※３急速ろ過　　：凝集沈殿処理した水を砂の層をとおして清浄なろ過水を得る方法。

※４活性炭ろ過　：活性炭の層を通して臭気を取る方法。

※５膜処理　　：ＭＦ膜(ﾏｲｸﾛﾌｨﾙﾀｰ)を通して清浄なろ過水を得る方法。

清浄なろ過水を得て消毒のため塩素処理をして水道水となります。

３．定期的な水質検査に項目、採水地点及び頻度

（１）検査地点「検査地点概要図」（別表１ P8）

定期検査では、給水栓で行うことが定められており、５ヵ所（加茂市場・大和・豊野・案田・大勝）で行い、この他に性状確認のため参考として、５ヵ所（吉川・下加茂・上竹・板屋・黒山）で毎月検査（１１項目）を行います。

また、水源の状況を把握するため、浄水場（竹谷・円城・御北の各浄水場）において原水の検査を行います。

さらに、１日１回行わなければならない色・濁り及び残留塩素の検査は、各浄水場の水質計器より常時監視を行います。

また、末端供給地点の検査を住民の方に委託、町内１１地点の給水栓で毎日検査を行います。

（２）検査項目及び検査頻度

法令等に基づき水質検査項目について、給水栓で月１回検査することを基本としますが、過去の水質検査結果「平成２９年度～令和元年度（別表２ P9～P11)」を考慮しながら以下の判断基準により検査項目及び検査頻度を決定します。

判断基準番　号	検査項目及び検査頻度の判断基準内容
①	毎月行う、１１項目の毎月検査です。
②	過去３年間で基準値の１／５を超えたことがなく検査頻度を減らせる項目については、年１回・５月に全項目検査（５１項目）をします。
③	消毒副生成物質等は四季検査として、基準値の１／５を超える項目については、３ヶ月に１回検査します。
④	基準値の１／５は超過していないが、性状を把握するために必要な項目については、３ヶ月に１回検査します。
⑤	水質管理目標設定項目（２６項目のうち、亜塩素酸・二酸化塩素・農薬類を除く項目）については１０月に検査します。残留塩素については毎月検査します。
⑥	農薬類検査は水源上流部で使用される農薬を考慮し５月と８月に行います。
⑦	クリプトスポリジウム指標菌・クリプトスポリジウムを検査します。

上記判断基準に基づき、令和３年度の「検査項目及び検査頻度表」（別表３ P4～P6）を作成しました。「給水栓での検査頻度決定理由」欄の①～⑦の番号は上に示した。

検査項目及び検査頻度表（別表３）

浄水水質基準項目

基準項目		高谷配水系	井頭配水系	竹谷浄水場系	円城浄水場系	御北浄水場系	給水栓での検査頻度決定理由
		加茂市場給水栓	大和給水栓	豊野給水栓	案田給水栓	大勝給水栓	
1	一般細菌	12	12	12	12	12	①毎月検査項目
2	大腸菌	12	12	12	12	12	
3	カドミウム及びその化合物	1	1	1	1	1	②
4	水銀及びその化合物	1	1	1	1	1	
5	セレン及びその化合物	1	1	1	1	1	
6	鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	
7	ヒ素及びその化合物	1	1	1	1	1	
8	六価クロム化合物	1	1	1	1	1	
9	亜硝酸態窒素	12	12	12	12	12	①毎月検査項目
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	4	4	4	4	④
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	12	12	12	12	12	①毎月検査項目
12	フッ素及びその化合物	1	1	1	1	1	②
13	ホウ素及びその化合物	1	1	1	1	1	
14	四塩化炭素	1	1	1	1	1	
15	１，４－ジオキサン	1	1	1	1	1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン１，１－ジクロロエチレン	1	1	1	1	1	
17	ジクロロメタン	1	1	1	1	1	
18	テトラクロロエチレン	1	1	1	1	1	
19	トリクロロエチレン	1	1	1	1	1	
20	ベンゼン	1	1	1	1	1	
21	塩素酸	4	4	4	4	4	③
22	クロロ酢酸	4	4	4	4	4	
23	クロロホルム	4	4	4	4	4	
24	ジクロロ酢酸	4	4	4	4	4	
25	ジブロモクロロメタン	4	4	4	4	4	
26	臭素酸	4	4	4	4	4	
27	総トリハロメタン	4	4	4	4	4	
28	トリクロロ酢酸	4	4	4	4	4	
29	ブロモジクロロメタン	4	4	4	4	4	
30	ブロモホルム	4	4	4	4	4	
31	ホルムアルデヒド	4	4	4	4	4	
32	亜鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	②
33	アルミニウム及びその化合物	1	1	1	4	4	②④
34	鉄及びその化合物	1	1	1	1	1	②
35	銅及びその化合物	1	1	1	1	1	
36	ナトリウム及びその化合物	1	1	1	1	1	
37	マンガン及びその化合物	1	1	1	1	1	
38	塩化物イオン	12	12	12	12	12	①毎月検査項目
39	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	1	1	1	1	1	②
40	蒸発残留物	1	1	1	1	1	
41	陰イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	
42	ジェオスミン	1	1	1	1	1	
43	2-メチルイソボルネオール	1	1	1	1	1	
44	非イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	
45	フェノール類	1	1	1	1	1	
46	有機物等(全有機炭素（ＴＯＣ）の量)	12	12	12	12	12	①毎月検査項目
47	ＰＨ値	12	12	12	12	12	
48	味	12	12	12	12	12	
49	臭気	12	12	12	12	12	
50	色度	12	12	12	12	12	
51	濁度	12	12	12	12	12	

は、毎月検査の１１項目です。

原水水質基準項目

	項　　目	竹谷浄水場 原水	円城浄水場 原水	御北浄水場 原水	**浄水場での 検査頻度決定理由**
1	一般細菌	1	1	1	②
2	大腸菌	1	1	1	
3	カドミウム及びその化合物	1	1	1	
4	水銀及びその化合物	1	1	1	
5	セレン及びその化合物	1	1	1	
6	鉛及びその化合物	1	1	1	
7	ヒ素及びその化合物	1	1	1	
8	六価クロム化合物	1	1	1	
9	亜硝酸態窒素	1	12	1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1	1	1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	12	1	
12	フッ素及びその化合物	1	1	1	
13	ホウ素及びその化合物	1	1	1	
14	四塩化炭素	1	1	1	
15	１，４－ジオキサン	1	1	1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン１，１－ジクロロエチレン	1	1	1	
17	ジクロロメタン	1	1	1	
18	テトラクロロエチレン	1	1	1	
19	トリクロロエチレン	1	1	1	
20	ベンゼン	1	1	1	
21	塩素酸	－	－	－	
22	クロロ酢酸	－	－	－	
23	クロロホルム	－	－	－	
24	ジクロロ酢酸	－	－	－	
25	ジブロモクロロメタン	－	－	－	
26	臭素酸	－	－	－	
27	総トリハロメタン	－	－	－	
28	トリクロロ酢酸	－	－	－	
29	ブロモジクロロメタン	－	－	－	
30	ブロモホルム	－	－	－	
31	ホルムアルデヒド	－	－	－	
32	亜鉛及びその化合物	1	1	1	
33	アルミニウム及びその化合物	1	1	1	②④
34	鉄及びその化合物	1	1	1	②
35	銅及びその化合物	1	1	1	
36	ナトリウム及びその化合物	1	1	1	
37	マンガン及びその化合物	1	12	1	
38	塩化物イオン	1	12	1	
39	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	1	1	1	
40	蒸発残留物	1	1	1	
41	陰イオン界面活性剤	1	1	1	
42	ジェオスミン	1	1	1	
43	2-メチルイソボルネオール	1	1	1	
44	非イオン界面活性剤	1	1	1	
45	フェノール類	1	1	1	
46	有機物等(全有機炭素（ＴＯＣ）の量)	1	12	1	
47	ＰＨ値	1	12	1	
48	味	-	-	-	
49	臭気	1	12	1	
50	色度	1	12	1	
51	濁度	1	12	1	
	クリプトスポリジウム指標菌	12	12	12	⑦
	クリプトスポリジウム	4	4	4	

円城浄水場は、性状を把握するために必要な項目については毎月検査します。

水質管理目標設定項目

項目		竹谷浄水場系 豊野給水栓	円城浄水場系 案田給水栓	御北浄水場系 大勝給水栓	給水栓での 検査頻度決定理由
1	アンチモン及びその化合物	1	1	1	⑤
2	ウラン及びその化合物	1	1	1	
3	ニッケル及びその化合物	1	1	1	
5	1・2―ジクロロエタン	1	1	1	
8	トルエン	1	1	1	
9	フタル酸（2―エチルヘキシル）	1	1	1	
10	亜塩素酸	－	－	－	
12	二酸化塩素	－	－	－	
13	ジクロロアセトニトリル	1	1	1	
14	抱水クロラール	1	1	1	
15	農薬類	2	2	2	
16	残留塩素	12	12	12	
17	カルシウム､マグネシウム等(硬度)	1	1	1	
18	マンガン及びその化合物	1	1	1	
19	遊離炭酸	1	1	1	
20	1・1・1―トリクロロエタン	1	1	1	
21	メチル―t―ブチルエーテル	1	1	1	
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1	1	1	
23	臭気強度（TON）	1	1	1	
24	蒸発残留物	1	1	1	
25	濁度	1	1	1	
26	ｐｈ値	1	1	1	
27	腐食性	1	1	1	
28	従属栄養細菌	1	1	1	
29	1,1-ジクロロエチレン	1	1	1	
30	アルミニウム及びその化合物	1	1	1	

10（亜塩素酸）・12（二酸化塩素）については二酸化塩素を使用しないため検査しません。

16（残留塩素）は毎月検査します。

水質管理目標設定項目１５に定める農薬類

年２回給水栓で実施

項目		竹谷浄水場系 豊野給水栓	円城浄水場系 案田給水栓	御北浄水場系 大勝給水栓	**給水栓での 検査頻度決定理由**
118	メフェナセット	2	2	2	②
97	プロベナゾール	-	2	2	
59	ダイムロン	2	-		

４．　水質検査の方法

水質検査は、厚生労働大臣により認可された登録検査機関（２０条検査機関）である、財団法人岡山県健康づくり財団で行い、水質基準項目及び水質管理設定項目の検査方法は国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」）によって行います。

５．　水質検査の精度管理及び信頼性の保証

水質基準項目については、微生物から化学物質まで多種多様にわたっており、その検査レベルもμｇ/Ｌといった極微量レベルでの測定が求められます。そのため、委託する検査機関に対しては、検査における信頼性の確保策として水道ＧＬＰ（水道水質検査優良試験所規範）が機能していること、外部精度管理等による正確かつ精度の高い検査体制が確立されていること、緊急時での対応可能なことのほか、下記の要件を求めています。

（１）水質検査の精度

原則として基準値及び目標値の 1/10 以下の値が得られ、基準値及び目標値の 1/10 付近において、変動係数が無機化合物 10%以内、また有機化合物で 20%以内の水質検査を行うこと。

（２）信頼性保証

委託先の財団法人岡山県健康づくり財団では、信頼性保証部門と水質検査部門に各責任者が配置され、標準作業書による検査のマニュアル化が行われ、測定者間のバラツキがない等、正確な検査結果を得るための組織体制が統一的に整備されており、さらに、精度管理については、機関内での精度管理の評価試験を行わせるとともに外部が行う精度管理の評価試験を受け、精度のよい測定を行うこと。このようにして信頼性の保証に努めています。

６．　臨時の水質検査

水源などの水に水質変化があり、給水栓の水が水質基準に適合しない恐れがあるときは、直ちに、水源・浄水場及び給水栓などから採水し臨時の水質検査を行い、水質異常が終息し、給水栓での安全性が確認されるまで行います。

７．　水質検査計画及び結果の公表

公表した水質検査計画に基づき水質検査を行い、検査結果を吉備中央町のホームページで公表します。また、水質検査計画は、毎事業年度の開始前までに策定し、吉備中央町のホームページで公表します。

８．　水質検査結果の取扱

水質検査結果に異常が認められたときには、迅速に対応します。

９．　関係機関との連携

岡山県生活衛生課、岡山県備前保健所、日本水道協岡山県支部、公益財団法人岡山県健康づくり財団等との関係を密にして、河川事故等の情報を速やかに収集し河川情報の把握に努めます。

別表1　検査地点概要図（令和3年度）

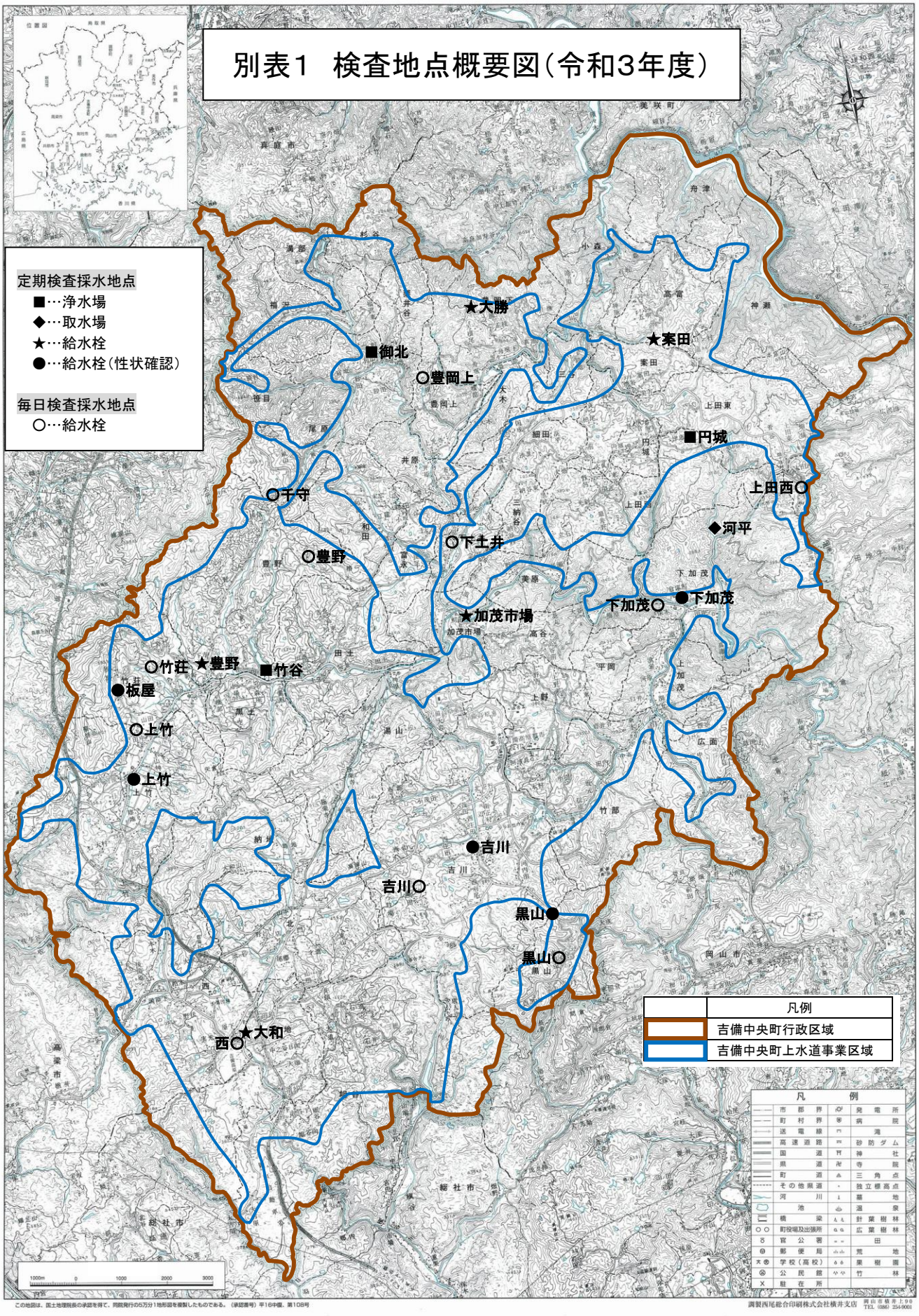

水質検査結果（別表２）

浄水水質検査結果項目最大値（平成29年度～令和元年度）

	項　　目	基準値・目標値	高谷配水系	井頭配水系	上竹配水系	猿目配水系	竹谷浄水場系	黒山配水系	円城浄水場系	御北浄水場系
			下土井	大和	上竹	板屋	豊野	黒山	案田	大勝
			給水栓	給水栓	給水栓	給水栓	給水栓	給水栓	給水栓	給水栓
1	一般細菌	100 CFU/mL以下	0	0	0	0	2	2	0	4
2	大腸菌	検出されないこと	0	0	0	0	0	0	0	0
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	0.0003未満	0.0003未満	－	－	0.0003未満	－	0.0003未満	0.0003未満
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	0.00005未満	0.00005未満	－	－	0.00005未満	－	0.00005未満	0.00005未満
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001未満	0.001未満	－	－	0.001未満	－	0.001未満	0.001未満
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001未満	0.001未満	－	－	0.001未満	－	0.001未満	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001未満	0.001未満	－	－	0.001未満	－	0.001未満	0.001未満
8	六価クロム化合物	0.05 mg/L以下	0.001未満	0.001未満	－	－	0.001未満	－	0.001未満	0.001未満
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	0.001未満	0.001未満	－	－	0.001未満	－	0.001未満	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	0.944	1.040	0.811	1.400	0.326	0.865	0.387	0.577
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	0.09	0.08	－	－	0.08未満	－	0.08未満	0.10
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	0.01未満	0.01未満	－	－	0.01未満	－	0.01未満	0.01未満
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	0.0002未満	0.0002未満	－	－	0.0002未満	－	0.0002未満	0.0002未満
15	1，4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	0.005未満	0.005未満	－	－	0.005未満	－	0.005未満	0.005未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	0.002未満	0.002未満	－	－	0.002未満	－	0.002未満	0.002未満
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	0.001未満	0.001未満	－	－	0.001未満	－	0.001未満	0.001未満
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.0005未満	0.0005未満	－	－	0.0005未満	－	0.0005未満	0.0005未満
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.001未満	0.001未満	－	－	0.001未満	－	0.001未満	0.001未満
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	0.001未満	0.001未満	－	－	0.001未満	－	0.001未満	0.001未満
21	塩素酸	0.6 mg/L以下	0.20	0.17	－	－	0.29	－	0.42	0.30
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	0.002未満	0.002未満	－	－	0.002未満	－	0.002未満	0.002未満
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	0.019	0.019	－	－	0.027	－	0.036	0.016
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	0.007	0.007	－	－	0.012	－	0.005	0.007
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	0.004	0.004	－	－	0.002	－	0.001	0.003
26	臭素酸	0.01 mg/L以下	0.001未満	0.001未満	－	－	0.001未満	－	0.001未満	0.001未満
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	0.030	0.029	－	－	0.047	－	0.044	0.024
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	0.012	0.012	－	－	0.022	－	0.006	0.007
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	0.009	0.008	－	－	0.008	－	0.007	0.006
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下	0.001未満	0.001未満	－	－	0.001未満	－	0.001未満	0.001未満
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	0.005未満	0.005未満	－	－	0.005未満	－	0.005未満	0.005未満
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	0.005未満	0.005	－	－	0.005未満	－	0.005未満	0.005未満
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	0.01未満	0.01未満	－	－	0.01未満	－	0.01未満	0.03
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	0.03未満	0.03未満	－	－	0.03未満	－	0.03未満	0.03未満
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	0.007	0.006	－	－	0.007	－	0.002	0.001
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	7.2	7.2	－	－	6.1	－	9.8	5.1
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	0.001未満	0.001未満	－	－	0.001未満	－	0.001未満	0.001未満
38	塩化物イオン	200 mg/L以下	8.9	9.2	9.3	9.1	5.1	9.5	12.8	7.7
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	56	55	－	－	18	－	15	41
40	蒸発残留物	500 mg/L以下	86	88	－	－	56	－	54	72
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	0.02未満	0.02未満	－	－	0.02未満	－	0.02未満	0.02未満
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	0.000001未満	0.000001未満	－	－	0.000001未満	－	0.000001未満	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	0.000001未満	0.000001未満	－	－	0.000001未満	－	0.000001未満	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	0.005未満	0.005未満	－	－	0.005未満	－	0.005未満	0.005未満
45	フェノール類	0.005 mg/L以下	0.0005未満	0.0005未満	－	－	0.0005未満	－	0.0005未満	0.0005未満
46	有機物等(全有機炭素TOCの量)	3 mg/L以下	0.8	0.8	0.8	0.9	1.5	0.8	1.2	0.5
47	PH値	5.8～8.6	7.6	7.7	7.6	7.7	7.6	7.6	7.5	7.6
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5 度以下	0.5	0.7	0.6	0.6	1.6	0.6	0.5	0.5未満
51	濁度	2 度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.3	0.1未満
	残留塩素	1 mg/L以下	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.5	0.6	0.8

原水水質検査結果項目最大値（平成29年度～令和元年度）

	項　　目	基準値・目標値	竹谷浄水場	円城浄水場	御北浄水場
1	一般細菌	100 CFU/mL以下	430	67	130
2	大腸菌	検出されないこと	1	1	1
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.002
8	六価クロム化合物	0.05 mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	0.005	0.005	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	0.265	0.557	0.403
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	0.08未満	0.08未満	0.12
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	0.01未満	0.01未満	0.01
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
15	1，4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
21	塩素酸	0.6 mg/L以下	－	－	－
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	－	－	－
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	－	－	－
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	－	－	－
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	－	－	－
26	臭素酸	0.01 mg/L以下	－	－	－
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	－	－	－
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	－	－	－
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	－	－	－
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下	－	－	－
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	－	－	－
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	0.006	0.005未満	0.005未満
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	0.09	0.17	0.01
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	0.19	0.11	0.41
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	0.003	0.001未満	0.004
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	5.5	5.0	4.7
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	0.066	6.6	0.017
38	塩化物イオン	200 mg/L以下	4.0	6.1	4.6
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	17	15	41
40	蒸発残留物	500 mg/L以下	60	51	70
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	0.000002	0.000001	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	0.000002	0.000001未満	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
45	フェノール類	0.005 mg/L以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
46	有機物等（全有機炭素TOCの量）	3 mg/L以下	1.4	3.6	0.7
47	PH値	5.8～8.6	7.6	7.6	7.2
48	味	異常でないこと	－	－	－
49	臭気	異常でないこと	藻臭	藻臭	異常なし
50	色度	5 度以下	11.0	32	3.1
51	濁度	2 度以下	5.4	23	0.9
1	大腸菌（E.coli）最確数	検出されないこと （1.8MPN/100mℓ未満）	142.1	920.8	165.0
2	嫌気性芽砲菌	検出されないこと 個/100L	10	16	5
3	クリプトスポリジウム	検出されないこと 個/20L	0	0	0
3	ジアルジア	検出されないこと 個/20L	0	0	0

浄水水質管理目標設定結果項目最大値（平成29年度～令和元年度）　１０月

項目		基準値・目標値	竹谷浄水場系 豊野給水栓	円城浄水場系 案田給水栓	御北浄水場系 大勝給水栓
1	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
2	ウラン及びその化合物	0.002 mg/L以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
3	ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L以下	0.002未満	0.003	0.003
5	1，2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満
8	トルエン	0.4 mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
9	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.08 mg/L以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
10	亜塩素酸	0.6 mg/L以下	－	－	－
12	二酸化塩素	0.6 mg/L以下	－	－	－
13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L以下	0.002	0.001	0.001未満
14	抱水クロラール	0.02 mg/L以下	0.004	0.003	0.002
15	農薬類	1 以下	－	－	－
16	残留塩素	1 mg/L以下	0.6	0.6	0.8
17	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	10～100 mg/L	20	33	42
18	マンガン及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
19	遊離炭酸	20 mg/L以下	3.5	3.1	2.2
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
21	メチル-t-ブチルエーテル(MTBE)	0.02 mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
22	有機物等(全有機炭素TOCの量)	3 mg/L以下	3.8	2.4	2.4
23	臭気強度（TON）	3 以下	1未満	1未満	1未満
24	蒸発残留物	30～200 mg/L	51	61	71
25	濁度	1 度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満
26	PH値	7.5 程度	7.4	7.3	7.2
27	腐食性（ランゲリア指数）	極力0	−1.9	−2.0	−1.7
28	従属栄養細菌	2000 個以下	4	10	3
29	1，1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
30	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L以下	0.01未満	0.02	0.03

10 亜塩素酸 ・・・　　二酸化塩素を使用しないため検査しません。

12 二酸化塩素 ・・・　　二酸化塩素を使用しないため検査しません。

浄水水質管理目標設定結果項目最大値　項目１５に定める農薬類
年２回各浄水場で実施（平成29年度～令和元年度）　５月と８月

項目		基準値・目標値	竹谷浄水場	円城浄水場	御北浄水場
52	メフェナセット	0.02 mg/L以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
82	プロベナゾール	0.03 mg/L以下	－	0.0005未満	0.0005未満
84	ダイムロン	0.8 mg/L以下	0.008未満	－	－